

老発0604第1号
令和6年6月4日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた
職場環境改善事業の実施について」の一部改正について

令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業については、「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」（令和6年2月5日老発0205第3号本職通知）の別紙1～4においてお示しした実施要綱により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添1～4のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。なお、令和6年3月31日以前に交付決定がなされた事案については、従前の例による。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。